

平成27年度
－公共測量－ 作業規程の準則の改正

第2編 基準点測量

新旧対照表

第2編 基準点測量

改 正 案	現 行（平成 25 年 3 月 29 日改正）	コメント
第2編 基準点測量	第2編 基準点測量	
第1章 通 則	第1章 通 則	
第1節 要 旨	第1節 要 旨	
（要旨） 第18条 本編は基準点測量の作業方法等を定めるものとする。 2 「基準点測量」とは、既知点に基づき、基準点の位置又は標高を定める作業をいう。 3 「基準点」とは、測量の基準とするために設置された測量標であって、位置に関する数値的な成果を有するものをいう。 4 「既知点」とは、既設の基準点（以下「既設点」という。）であって、基準点測量の実施に際してその成果が与件として用いられるものをいう。 5 「改測点」とは、基準点測量により改測される既設点であって、既知点以外のものをいう。 6 「新点」とは、基準点測量により新設される基準点（以下「新設点」という。）及び改測点をいう。	（要旨） 第18条 本編は基準点測量の作業方法等を定めるものとする。 2 「基準点測量」とは、既知点に基づき、基準点の位置又は標高を定める作業をいう。 3 「基準点」とは、測量の基準とするために設置された測量標であって、位置に関する数値的な成果を有するものをいう。 4 「既知点」とは、既設の基準点（以下「既設点」という。）であって、基準点測量の実施に際してその成果が与件として用いられるものをいう。 5 「改測点」とは、基準点測量により改測される既設点であって、既知点以外のものをいう。 6 「新点」とは、基準点測量により新設される基準点（以下「新設点」という。）及び改測点をいう。	
（基準点測量の区分） 第19条 基準点測量は、水準測量を除く狭義の基準点測量（以下「基準点測量」という。）と水準測量とに区分するものとする。 2 基準点は、水準測量を除く狭義の基準点測量によって設置される狭義の基準点（以下「基準点」という。）と水準測量によって設置される水準点とに区分するものとする。	（基準点測量の区分） 第19条 基準点測量は、水準測量を除く狭義の基準点測量（以下「基準点測量」という。）と水準測量とに区分するものとする。 2 基準点は、水準測量を除く狭義の基準点測量によって設置される狭義の基準点（以下「基準点」という。）と水準測量によって設置される水準点とに区分するものとする。	
第2節 製品仕様書の記載事項	第2節 製品仕様書の記載事項	
（製品仕様書） 第20条 製品仕様書は当該基準点測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。	（製品仕様書） 第20条 製品仕様書は当該基準点測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。	
第2章 基準点測量	第2章 基準点測量	
第1節 要旨	第1節 要旨	
（要旨） 第21条 「基準点測量」とは、既知点に基づき、新点である基準点の位置を定める		

備考		1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 <u>4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点、1級基準点、2級基準点や電子基準点を既知点とし、かつ、第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について（ ）内を標準とすることができる。</u>					
3 単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。							
区分 項目		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量		
		既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。					
単 路 線 方 式	方向角の取付	既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。					
	路線の辺数	7辺以下	8辺以下	10辺以下	15辺以下 <u>(20辺以下)</u>		
	新点の数	2点以下	3点以下	———	———		
	路線長	5 km 以下	3 km 以下	1.5km 以下	700m以下 <u>(1km 以下)</u>		
	路線図形	<u>電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。</u>					
備考	準用規定	新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。					
	備考	節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数制限緩和及びGNSS測量機を使用する場合の路線図形は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。					
（工程別作業区分及び順序）<							

<table><tr><td colspan="2" rowspan="10"></td><td colspan="2">3級トータルステーション</td><td colspan="2" rowspan="9"></td><td>4級基準点測量</td></tr><tr><td colspan="4">1級GNSS測量機</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td colspan="4">2級GNSS測量機</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td colspan="4">1級セオドライト</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td colspan="4">2級セオドライト</td><td>2～4級基準点測量</td></tr><tr><td colspan="4">3級セオドライト</td><td>4級基準点測量</td></tr><tr><td colspan="4">測距儀</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td colspan="4">3級レベル</td><td>測標水準測量</td></tr><tr><td colspan="4">2級標尺</td><td>測標水準測量</td></tr><tr><td colspan="2">鋼巻尺</td><td colspan="2">JIS 1級</td><td>――</td></tr></table> <u>2 4級基準点測量において、第23条第2項の路線の辺数15辺以下、路線長700メートル以下又は同条第3項の路線の辺数20辺以下、路線長1キロメートル以下を適用する場合は、前項の規定によらず、次のいずれかの機器を使用して行うものとする。</u> <u>一 2級以上の性能を有するトータルステーション</u> <u>二 2級以上の性能を有するGNSS測量機</u> <u>三 2級以上の性能を有するセオドライト及び測距儀</u>									3級トータルステーション				4級基準点測量	1級GNSS測量機				1～4級基準点測量	2級GNSS測量機				1～4級基準点測量	1級セオドライト				1～4級基準点測量	2級セオドライト				2～4級基準点測量	3級セオドライト				4級基準点測量	測距儀				1～4級基準点測量	3級レベル				測標水準測量	2級標尺				測標水準測量	鋼巻尺		JIS 1級		――	<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">3級トータルステーション</td><td colspan="2"></td><td>4級基準点測量</td></tr><tr></tr></table>			3級トータルステーション				4級基準点測量
		3級トータルステーション				4級基準点測量																																																												
		1級GNSS測量機				1～4級基準点測量																																																												
		2級GNSS測量機				1～4級基準点測量																																																												
		1級セオドライト				1～4級基準点測量																																																												
		2級セオドライト				2～4級基準点測量																																																												
		3級セオドライト				4級基準点測量																																																												
		測距儀				1～4級基準点測量																																																												
		3級レベル				測標水準測量																																																												
		2級標尺				測標水準測量																																																												
		鋼巻尺		JIS 1級		――																																																												
		3級トータルステーション				4級基準点測量																																																												

